

新型インフルエンザ等対策マニュアル

【社会対応】

【目次】

社会対応

○ はじめに	1
I 情報の収集と共有	2
II 広報・広聴・啓発	7
III 学校等における対策	13
IV 集客施設における対策	19
V 要援護者の生活支援対策	21
VI 遺体の取扱い	23
○ 新型インフルエンザ等対策担当一覧	30
○ 名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画（別冊）	

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策に係る各段階の状態

政府行動計画においては、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めているとともに、国内発生早期及び国内感染期においては、地域の発生状況により都道府県ごとに3つの段階に分類している。

ただ、国内での感染が拡大する過程で国及び愛知県が判断する段階と本市の患者発生状況等が異なる場合が想定されることから、本市独自の段階（以下「レベル」という。）を設定し、レベルに対する対策を定めていくこととする。

地域の発生段階の移行については、県が県内の発生状況を踏まえ、国と調整したうえで、県が判断し、公表するが、本市のレベルの移行については、国・県が判断する段階を参考にして本市が判断する。

国・県の発生段階		本市対策レベル	状 態
未発生期		レベル0 (未発生期)	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		レベル1 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	レベル2 (県内未発生期)	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
	県内発生早期	レベル3 (県内発生早期)	県内で新型インフルエンザ等が発生し、接触歴が疫学調査で追うことができる状態
国内感染期	県内感染期	レベル4 (県内感染前期)	県内で新型インフルエンザ等が発生し、接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
		レベル5 (県内感染期)	新型インフルエンザ等のまん延により、原則全医療機関で医療を提供する状態
		レベル6 (回復期)	市内において、患者発生のピークを越えたと判断できる状態
小康期		レベル7 (小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

2 病原性が低い新型インフルエンザの対応

病原性が低い新型インフルエンザが発生した場合には、本マニュアルについて弾力的に運用するものとする。

I 情報の収集と共有

概要

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、国や県と連携を図り、サーベイランスを活用し、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集・分析し、判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつける。

本市対策レベル0 未発生期

1 情報の収集（健康福祉局保健医療課）

常時、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等について以下の情報収集を行う体制を構築する。

- ・ 発生地域
- ・ 発生日時・発表日時
- ・ 病原体の特定状況（確定例か疑似例か）
- ・ 健康被害の状況（症状の内容・重症度、感染の広がり、重症例・死亡例の広がり）
- ・ 現地での対応状況（初動体制、具体的対応内容）
- ・ その他必要な情報

2 情報収集・共有体制の整備（対策準備本部事務局、各局区室関係課）

- (1) 関係省庁及び他自治体ならびに医療機関等関係機関からの情報収集体制を整備する。
- (2) 所管施設からの情報収集体制を整備する。
- (3) 各局区室間及び各局区室内の情報連絡網を整備する。
- (4) 新型インフルエンザ等対策準備本部会議、新型インフルエンザ等対策準備本部幹事会、名古屋市役所イントラネット及び電子メール等により各局区室間の情報の共有を図る。

3 感染症サーベイランスシステム（NESID）による情報収集（保健医療課、衛生研究所、生活衛生センター、保健所）

(1) 実施方法等

毎年冬期に流行する季節性インフルエンザについて、ア～エの調査を実施する。

ア 発生動向調査（健康福祉局保健医療課、保健所）

インフルエンザの患者数を調査することにより、インフルエンザの流行が

どの段階（流行入り、ピーク、終息等）にあるかを把握し、その段階に応じた対策を講じるため、感染症法に基づいた、市内70の医療機関（指定届出機関）におけるインフルエンザの発生動向を、週ごとに把握する。保健所は指定届出機関からの報告を受けて、感染症サーベイランスシステム（NESID）により厚生労働省に報告する。

イ 病原体サーベイランス（健康福祉局保健医療課、衛生研究所、生活衛生センター、保健所）

インフルエンザウイルスの型・亜型、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べることにより、診断・治療方針等に役立てる。また、インフルエンザウイルスの亜型を調べることにより、流行しているインフルエンザウイルスそれぞれの割合を把握するため、インフルエンザに係る指定届出機関のうち、7医療機関から検体の提供を受け、毎週生活衛生センターが搬送して衛生研究所において、ウイルスの分離や亜型の検査等を行う。衛生研究所は検査等の結果を、感染症サーベイランスシステム（NESID）により厚生労働省に報告する。

ウ 入院サーベイランス（健康福祉局保健医療課、保健所）

インフルエンザによる入院者数や医療対応を調査し、例年と比較することにより、そのシーズンの重症化のパターン（重症化しやすい年齢、重篤な症状の発生状況等）の概要を把握し、治療に役立てるため、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況等を把握する。保健所は指定届出機関からの報告を受けて、感染症サーベイランスシステム（NESID）により厚生労働省に報告する。

エ インフルエンザ様疾患発生報告（健康福祉局保健医療課、子ども青少年局、教育委員会等）

インフルエンザによる学校休業の実施状況を調査することにより、感染が拡大しやすい集団生活の場においていち早く流行のきっかけを捉え、必要な対策を講じるため、インフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。保健医療課は学校等からの報告を受けて、感染症サーベイランスシステム（NESID）により厚生労働省に報告する。

(2) 報道発表（健康福祉局保健医療課、子ども青少年局、教育委員会等）

保健医療課は、ア～ウについては、名古屋市感染症発生動向調査として毎月公表する。エについては、一定の学級閉鎖が報告された場合、迅速に公表する。

本市対策レベル1 海外発生期

1 情報の収集（健康福祉局保健医療課）

レベル0の内容を継続し、次のものを追加する。

- ・ 新型インフルエンザ等の海外発生状況等の情報

- ・ 新型インフルエンザ等発生国への渡航情報
- ・ 検疫の実施状況等の情報

2 情報収集・共有体制の整備（対策本部事務局、各局区室関係課）

- (1) 国が、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表し、政府対策本部を設置した場合には、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、情報の集約・共有・分析を行う。
- (2) レベル0までの体制を強化し、各局区室から新型インフルエンザ等対策本部へ情報を提供する。
- (3) 新型インフルエンザ等対策本部会議、新型インフルエンザ等対策本部幹事会、名古屋市役所イントラネット及び電子メール等により各局区室間の情報の共有を図る。

3 感染症サーベイランスシステム（NESID）による情報収集（保健医療課、衛生研究所、生活衛生センター、保健所）

- (1) 通常サーベイランス
レベル0の内容を継続する。
- (2) 強化するサーベイランス（健康福祉局保健医療課、保健所）
新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の、全医療機関から全ての患者の届出を開始する。
全ての新型インフルエンザ患者の発生を把握することにより、国内流行の端緒をつかみ、発生当初の新型インフルエンザの感染拡大を防ぐとともに、早期の患者の臨床情報を把握して、その後の診断・治療等に活用する。
- (3) 追加するサーベイランス（健康福祉局保健医療課、子ども青少年局、教育委員会、保健所）
インフルエンザによる学校休業の実施状況を調査することにより、感染が拡大しやすい集団生活の場である学校において逸早く新型インフルエンザの流行や再流行のきっかけを捉え、必要な対策を講じるため、報告施設を大学・短大まで拡大するとともに、報告のあった施設から検体の協力を得てPCR検査等を実施する。

本市対策レベル2 県内未発生期

1 情報の収集（健康福祉局保健医療課、各局区室関係課）

レベル1の内容を継続し、次のものを追加する。

- ・ 新型インフルエンザの国内発生状況等の情報
- ・ 医療情報、ライフライン等生活情報、交通情報
- ・ 市民生活に関する要望等に関する情報

2 情報収集・共有体制の整備（対策本部事務局、各局区室関係課）

レベル1同様、各局区室から新型インフルエンザ等対策本部へ情報を提供するとともに各局区室間の情報の共有を図る。

- 3 感染症サーベイランスシステム（NESID）による情報収集（健康福祉局（保健医療課、衛生研究所、生活衛生センター）、子ども青少年局、教育委員会、保健所）

レベル1の内容を継続する。

本市対策レベル3 県内発生早期

- 1 情報の収集（健康福祉局保健医療課、各局区室関係課）

レベル2の内容を継続し、次のものを追加する。

- ・ 新型インフルエンザ等の県内市内発生状況等の情報
- ・ 学校、保育施設等の臨時休業情報
- ・ 集会、催し物、コンサート等不特定多数の者が集まる活動の開催状況
- ・ 遺体安置施設確保情報

- 2 情報収集・共有体制の整備（対策本部事務局、各局区室関係課）

レベル2同様、各局区室から新型インフルエンザ等対策本部へ情報を提供するとともに各局区室間の情報の共有を図る。

- 3 感染症サーベイランスシステム（NESID）による情報収集（健康福祉局（保健医療課、衛生研究所、生活衛生センター）、子ども青少年局、教育委員会、保健所）

レベル2の内容を継続する。

本市対策レベル4 / レベル5 / レベル6 / 県内感染前期 / 県内感染期 / 回復期

- 1 情報の収集（健康福祉局保健医療課、各局区室関係課）

レベル3の内容を継続し、次のものを追加する。

- ・ 火葬の稼動、遺体安置情報

- 2 情報収集・共有体制の整備（対策本部事務局、各局区室関係課）

レベル3同様、各局区室から新型インフルエンザ等対策本部へ情報を提供するとともに各局区室間の情報の共有を図る。

- 3 感染症サーベイランスシステム（NESID）による情報収集（健康福祉局（保健医療課、衛生研究所、生活衛生センター）、子ども青少年局、教育委員会、保健所）

レベル1で強化・追加した、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の全数把握は中止。学校等における集団発生の把握の強化についても通常サーベイランスに戻す。

本市対策レベル7 小康期

1 情報の収集（健康福祉局保健医療課、各局区室関係課）

レベル6の内容を継続する。

2 情報収集・共有体制の整備（対策本部事務局、各局区室関係課）

レベル6同様、各局区室から新型インフルエンザ等対策本部へ情報を提供するとともに各局区室間の情報の共有を図る。

3 新型インフルエンザ等対策本部の廃止（対策本部事務局、各局区室関係課）

政府対策本部が廃止された時は、速やかに新型インフルエンザ等対策本部を廃止する

4 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市内の感染状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。最終的には、本市対策レベルをレベル0に戻す。（各局区室関係課）

Ⅱ 広報・広聴・啓発

概要

新型インフルエンザ等発生時には、感染拡大を防止するとともに市民生活の混乱を防ぐことが重要である。そのため、市民一人一人が、新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づいて適切に行動できるように、個人のプライバシーや人権に配慮しつつ迅速に正確な情報を市民に提供するとともに、市民からの相談に応じる体制を整備する。

本市対策レベル0 未発生期

1 広報・情報提供体制（市長室広報課、市民経済局広聴課、健康福祉局保健医療課・健康増進課、対策準備本部事務局）

(1) 新型インフルエンザ等の発生時には、記者発表により随時住民に対して情報提供を実施することとなることを踏まえ、実務担当の責任者とは別に、新型インフルエンザ等に関する広報担当官（参事（保健））の下に担当チームを置く等、必要な体制を整備する。

ア 広報担当官（参事（保健））

広報担当官は、新型インフルエンザ等の発生時に、記者発表等を通じて、発生状況や対策に関する情報を一元的に分かりやすく継続的に提供するスポークスパーソンとしての役割を有する。

イ 広報担当チーム

新型インフルエンザ等の発生時においては、広報業務の範囲は多岐にわたることから、情報を集約・整理し、市民、マスコミ、医療機関等に対して一元的かつ効果的に情報提供を行うため、広報担当官の下に主幹（感染症・新型インフルエンザ対策）を始めとする担当チームを設置する。発生前からそのための準備・調整を行う。

(2) 市内で患者が発生した場合の公表基準について検討し、発表の対応・方法についてマスコミ関係者とあらかじめ調整を図る。

(3) 相談窓口の体制を検討、整備する。

2 広報媒体（市長室広報課、健康福祉局保健医療課、各局区室）

(1) 市政記者クラブへの情報提供

(2) 市ウェブサイト

(3) 広報なごや、チラシ、パンフレット等

3 提供情報の内容（健康福祉局保健医療課、対策準備本部事務局、各局区室）

・ 新型インフルエンザ等に関する基礎知識

- ・感染予防策
- ・発生時の相談体制、医療機関の受診方法等の医療体制
- ・発生時における社会への影響（外出自粛、学校・保育施設等の臨時休業、企業の不要・不急の業務の縮小・停止等）
- ・食糧・生活必需品等の備蓄の推奨
- ・事業者等における事業継続計画・感染防止策の策定を勧奨
- ・その他必要な情報

本市対策レベル1 海外発生期

- 1 広報・情報提供体制（市長室広報課、市民経済局広聴課、健康福祉局保健医療課、対策本部事務局）

前段階の広報、情報提供体制を強化する。

- 2 広報媒体（市長室広報課、対策本部事務局、各局区室）

- (1) 市政記者クラブへの情報提供
- (2) 市ウェブサイト
- (3) 広報なごや、テレビ・ラジオ、チラシ、パンフレット等

- 3 提供情報の内容（対策本部事務局、各局区室）

- ・レベル0の内容の徹底
- ・新型インフルエンザ等の海外発生状況等の情報
- ・新型インフルエンザ等発生国への渡航情報
- ・検疫の実施状況等の情報
- ・事業者等における業務継続計画の対応の勧奨

- 4 情報提供上の留意点（市長室広報課、対策本部事務局、各局区室）

情報提供にあたっては、厚生労働省が別途定める留意事項に従い、以下のとおり国・県との連携を図りながら適時適切な発表を行う。

- (1) 記者発表事項については、原則国・県に提供する。
- (2) 発表内容の調整手順

本市から独自に情報提供すべき内容は、事前に国及び県と相互に情報交換を行う。

- (3) 調整の体制

関係局区室は、国及び県との調整担当窓口を特定し、相互に周知を図る。

- (4) 連携上の留意点

発表にあたっての基本情報については共有を図っておく。

- 5 相談窓口の設置（市民経済局広聴課、健康福祉局健康増進課、各局区室）

- (1) 市民からの医療関係の相談は、市役所及び各区保健所に「新型インフルエ

- ンザ等相談窓口」(以下「相談窓口」という。))を設置して対応する。
- (2) 市民からの医療関係以外の相談は、関係部署が対応することとなるが、市民から「名古屋おしえてダイヤル」への問い合わせが増えることが予想されるため、関係部署は適宜、対応情報を「名古屋おしえてダイヤル」に提供する。

本市対策レベル2 県内未発生期

- 1 広報・情報提供体制（市長室広報課、市民経済局広聴課、健康福祉局保健医療課、対策本部事務局）
レベル1の体制を継続する。
- 2 広報媒体（市長室広報課、対策本部事務局、各局区室）
レベル1の内容を継続する。
- 3 提供情報の内容（対策本部事務局、各局区室）
レベル1の内容を継続し、次のものを追加する。
 - ・ 新型インフルエンザ等の国内発生状況等の情報
 - ・ 医療情報、ライフライン等生活情報、交通情報
 - ・ 学校、保育施設等の臨時休業情報
 - ・ 本市主催イベント、市民利用施設の休業等情報
 - ・ 集会、催し物、コンサート等不特定多数の者が集まる活動の開催自粛要請
 - ・ 外出自粛要請、公共交通機関の利用自粛要請
 - ・ 不要不急の事業の休業要請及び重要業務の継続要請
- 4 情報提供上の留意点（市長室広報課、市会事務局総務課、対策本部事務局、各局区室）
レベル1の内容も踏まえ、以下の点に留意する。
 - (1) 定期的発表体制を強化し、必要に応じて随時発表を行う。
 - (2) 随時市ウェブサイト上で最新の情報を公表する。
 - (3) 発生状況の公表にあたっては、患者等のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については公表を差し控える。
 - (4) 別途公表基準を定める。
 - (5) 記者発表資料などのうち市議員に連絡すべき情報については、新型インフルエンザ等対策本部事務局が取りまとめ、市会事務局に依頼し、市会事務局が市議員に連絡する。
- 5 相談窓口の体制充実・強化（市民経済局広聴課、健康福祉局健康増進課、各局区室）
市民からの相談が増加してきた場合は、必要に応じて、相談窓口の体制を充

実・強化する。

本市対策レベル3 県内発生早期

- 1 広報・情報提供体制（市長室広報課、市民経済局広聴課、健康福祉局保健医療課、対策本部事務局）

レベル2の体制を継続する。

- 2 広報媒体（市長室広報課、対策本部事務局、各局区室）

レベル2の内容を継続する。

- 3 提供情報の内容（対策本部事務局、各局区室）

レベル2の内容を継続し、次のものを追加する。

- ・ 新型インフルエンザ等の県内市内発生状況等の情報
- ・ 学校、保育施設等の臨時休業情報
- ・ 本市主催イベント、市民利用施設の休業等情報
- ・ 集会、催し物、コンサート等不特定多数の者が集まる活動の開催自粛要請
- ・ 外出自粛要請、公共交通機関の利用自粛要請
- ・ 不要不急の事業の休業要請及び重要業務の継続要請

- 4 情報提供上の留意点（市長室広報課、市会事務局総務課、対策本部事務局、各局区室）

レベル2の内容を継続する。

- 5 相談窓口の体制充実・強化（市民経済局広聴課、健康福祉局健康増進課、各局区室）

市民からの相談が増加してきた場合は、必要に応じて、相談窓口の体制を充実・強化する。

- 6 【緊急事態宣言がされている場合】（関係各局区室）

(1) 県が、特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ周知する。

(2) 県が、特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、関係団体等へ周知する。

本市対策レベル4／レベル5／レベル6／ 県内感染前期／県内感染期／回復期

- 1 広報・情報提供体制（市長室広報課、市民経済局広聴課、健康福祉局保健

- 医療課、対策本部事務局)
レベル3の体制を継続する。
- 2 広報媒体（市長室広報課、対策本部事務局、各局区室）
レベル3の内容を継続する。
- 3 提供情報の内容（対策本部事務局、各局区室）
レベル3の内容を継続し、次のものを追加する。
・火葬の稼動、遺体安置情報
・食料、生活必需品の配布等の市民生活支援情報
- 4 情報提供上の留意点（市長室広報課、市会事務局総務課、対策本部事務局、各局区室）
レベル3の内容を継続する。
- 5 相談窓口の継続（市民経済局広聴課、健康福祉局健康増進課、各局区室）
レベル3の体制を継続する。
相談窓口では、インフルエンザの受診についての相談や感染予防の情報提供等、医療関係の相談に応じる。なお、相談の状況に応じて体制の見直しを行う。
- 6 【緊急事態宣言がされている場合】（関係各局区室）
- (1) 県が、特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ周知する。
- (2) 県が、特措法45条第2項に基づく学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、関係団体等へ周知する。
- (3) 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供を行う。

本市対策レベル7 小康期

- 1 広報・情報提供体制（市長室広報課、市民経済局広聴課、健康福祉局保健医療課、対策本部事務局）
レベル6の体制を継続する。
- 2 広報媒体（市長室広報課、対策本部事務局、各局区室）
レベル6の内容を継続する。
- 3 提供情報の内容（対策本部事務局、各局区室）
・新型インフルエンザ等の国内発生状況等の情報

- ・医療情報、ライフライン等生活情報、交通情報
- ・自粛要請の解除
- ・火葬の稼働、遺体安置情報
- ・感染予防策の継続と次の流行（第2波）への備え
- ・その他必要な情報

4 情報提供上の留意点（市長室広報課、市会事務局総務課、対策本部事務局、各局区室）

レベル6の内容を継続する。

5 相談窓口の縮小（市民経済局広聴課、健康福祉局健康増進課、各局区室）
発生状況や相談状況等を考慮のうえ、体制の縮小を検討する。

6 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等（各局区室関係課）

市内の感染状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。最終的には、本市対策レベルをレベル0に戻す。

Ⅲ 学校等における対策

概要

1 基本的な考え方

感染拡大防止のためには、社会的活動における人と人との接触の機会を少なくすることが必要である。特に、学校（大学、専門学校等を含む）、保育施設、社会福祉施設等（以下、学校等という。）では、感染が拡がりやすく、また、このような施設で感染が起こった場合、地域における感染源となるおそれがある。そのため、患者が確認された場合には、社会的影響や経済的影響とのバランスの下に、各地域の状況等を考慮して学校等の臨時休業も含めた対策を速やかに実施できるよう体制を整備する。

2 臨時休業について

新型インフルエンザ発生時における学校等の臨時休業には、地域での流行早期に公衆衛生対策として行われる「積極的臨時休業 *1」と、地域で流行が拡大した後に、行われる「消極的臨時休業 *2」がある。臨時休業にはこの2種類があることを踏まえ、病原性及び発生状況を勘案し、次のとおり対応を検討する。

*1 積極的臨時休業：流行早期に公衆衛生対策として行われ、少数の患者が確認された時点で、当該学校だけでなく近隣地域の学校の休校を行うことにより、学校だけではなく地域での感染拡大を抑える効果が期待できる。

*2 消極的臨時休業：地域で流行が拡大した時期において、施設において多数の発症者を確認した時点で行われる臨時休業で、地域への感染拡大を抑える効果は限られている。施設運営上の対策を講じる目的がある場合等に適合したもの。

I 病原性が高い場合

感染拡大防止、重症者・死亡者発生の抑制を目的とし、「積極的臨時休業」を実施する必要があると考えられる。

新型インフルエンザ等発生時の学校等における臨時休業の考え方は以下のとおりである。

- (1) 愛知県内で新型インフルエンザ等が発生して、感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査が実施された結果、愛知県が必要があると認めた場合、愛知県より学校等の設置者に対し、臨時休業が要請される。
- (2) 学校等の設置者は、愛知県の要請を踏まえ、臨時休業の開始と終了を判断し、実行する。
- (3) 国の示す臨時休業の開始時期及び終了時期の基本的考え方は、次に掲げる

とおりであるが、新型インフルエンザ等の病原性の程度、地域の実情に応じて、愛知県が判断する。

[開始時期]

- ① 原則として、愛知県において第1例目の患者が確認された時点（ただし、管内での感染拡大が否定される場合を除く。）とされる。なお、生活圏や通勤、通学の状況等を勘案して、市町村単位で臨時休業の開始時期の判断が行われることもあり得る。
- ② 愛知県内において患者が確認されていない場合であっても、近隣の県において学校等の臨時休業が実行された場合は、生活圏や通勤、通学の状況等を踏まえ、学校等の臨時休業について検討される。

[終了時期]

愛知県において、原則として、積極的疫学調査の結果等をもとに、回復期になった時点から概ね7日ごとに厚生労働省と協議の上、臨時休業の解除時期について検討される。

II 病原性が低い場合

- ① 新型インフルエンザ等発生の初期においては、地域での感染拡大を防止するため、「積極的臨時休業」を実施することが必要であると考えられ、発生状況等に応じ、病原性が高い場合に準じた対策がとられる可能性がある。
- ② 新型インフルエンザ等の流行が広がった後の段階においては、臨時休業による感染拡大の抑止効果は限られているため、社会的、経済的影響を考慮し、「積極的臨時休業」から「消極的臨時休業」へ切り替える必要がある。設置者は、事業等の運営継続維持の判断、すなわち多数の生徒、職員等が休むことにより事業等が運営可能な状況にあるかどうかの判断に応じて、臨時休業すべきかどうかの検討を行う。

基礎疾患を持つ者など、ハイリスク者がいる集団においては、ハイリスク者を感染から守る観点も踏まえ、臨時休業を考慮する。

なお、致命率が上昇するなどの疫学的な状況に変化があった場合には、新たな感染拡大防止、重症者発生の抑制を目的とし、公衆衛生対策を強化する等柔軟に対応する。

本市対策レベル0 未発生期

以下の事項について検討する。（健康福祉局介護保険課、高齢福祉課、障害企画課、障害者支援課、保護課、保健医療課、子ども青少年局保育企画室、保育運営課、子ども福祉課、青少年家庭課、放課後事業推進室、教育委員会総務課、指導室、教職員課、学校保健課）

1 連絡体制等

(1) 連絡体制の整備

各学校等との連絡体制について整備する。また、県との連携についても確認する。

(2) 各学校等への指示

各学校等に対して、以下のことについて指示をする。

- ① 対応方針の確立
- ② 学校医等を含めた対策会議の設置及び対応マニュアルの作成
- ③ 保護者との連絡方法の検討

2 感染防止策の検討

(1) 各学校等に、新型インフルエンザ等に関する正しい知識、感染防止策を周知する。

(2) 施設内で感染した可能性がある者が発見された場合を想定し、対応措置を立案する。また、必要に応じてマスク等の感染防護具の備蓄を行う。

3 臨時休業

(1) 新型インフルエンザ等発生時に臨時休業がとられることを想定し、各家庭との連絡手段について検討する。

(2) 臨時休業がとられた場合、その期間が最大2か月に及ぶことを想定し、保護者への説明、行事やカリキュラム等の編成・変更等について検討する。

本市対策レベル1 / レベル2 海外発生期 / 県内未発生期

以下の事項について整備し、各学校等へ指示をする。(健康福祉局介護保険課、高齢福祉課、障害企画課、障害者支援課、保護課、保健医療課、子ども青少年局保育企画室、保育運営課、子ども福祉課、青少年家庭課、放課後事業推進室、教育委員会総務課、指導室、教職員課、学校保健課、対策本部事務局)

1 連絡体制等

(1) 連絡体制の整備

レベル0の連絡体制について確認するとともに、適切に情報交換を行う。

また、臨時休業がとられた場合の各家庭との連絡手段について確認する。

(2) 各学校等への指示

各学校等に対して以下のことについて指示をする。

- ① 施設内で感染した可能性がある者が発見された場合には、速やかに施設所管課及び保健所へ報告すること。
- ② 発生国から帰国した児童生徒・職員に対し、新型インフルエンザ様症状を呈した場合には、速やかに相談窓口へ連絡するよう指導すること。

- ③ 外務省が発表する感染症危険情報を参考に発症地域への留学や修学旅行を中止すること。
- ④ 臨時休業がとられた場合の各家庭との連絡手段について、各家庭に周知すること。

2 感染防止策の実行

(1) 各学校等への注意喚起

各学校等に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- ① 症状がある場合は登校登園させないこと。
- ② 不要不急の外出や集会を自粛するとともに、不特定多数の集まる場所に近寄らないようにすること。

(2) 各学校等における感染防止策の実行

新型インフルエンザ等に関する正しい知識、感染防止策を周知・徹底する。

(3) 児童生徒・職員の健康状態の確認等

欠席した児童生徒・職員本人や家族の健康状態の確認や欠席理由の把握を行う。本人や家族が感染した疑いがある場合には相談窓口へ連絡するよう指導する。

(4) 施設内で発症した場合の対処

発症の疑いのある者を個室に移動させ、他者との接触を防ぐとともに、相談窓口へ連絡し、今後の対応について指示をうける。

(5) 児童生徒・職員の家族が発症した場合の対処

同居家族が発症した場合も同様に、相談窓口へ連絡し、指示を受ける。

3 臨時休業

(1) 臨時休業の検討

① 対策本部は、愛知県との連携を密にし、発生状況等を勘案して、市立学校、保育施設等の市立施設（以下、「市立施設」という。）における臨時休業の方針について、愛知県から一律の休業要請が行われない場合の対応も含め検討する。

② 民間の学校等に対し、①の内容について周知し、市立施設に準じた対応の協力を呼びかける。

(2) 各学校等における対応

① 新型インフルエンザ等発生時に臨時休業がとられることを想定し、臨時休業の基準を広報するとともに、各家庭との連絡手段について整備する。

② 臨時休業がとられた場合の、行事やカリキュラム等の編成・変更等について整備する。

③ 臨時休業がとられた場合の対応について、保護者へ説明する。

④ 臨時休業中は、学校等に行かない子どもたちが地域で多数集まる可能性があるため、児童生徒に対し、子ども同士で集まらないよう指導する。

以下の事項について実行し、各学校等へ指示をする。(健康福祉局介護保険課、高齢福祉課、障害企画課、障害者支援課、保護課、保健医療課、子ども青少年局保育企画室、保育運営課、子ども福祉課、青少年家庭課、放課後事業推進室、教育委員会総務課、指導室、教職員課、学校保健課、対策本部事務局)

1 連絡体制等

レベル2の内容を継続する。

2 感染防止策の実行

レベル2の内容を継続する。

3 臨時休業

愛知県より臨時休業が要請された場合には、学校等の設置者は臨時休業の開始と終了を判断し、実行する。また、新型インフルエンザ等の病原性の程度により愛知県より一律の休業要請が行われない場合は、設置者が臨時休業等についての対応方針を判断する。

(1) 臨時休業の検討

- ① 愛知県より臨時休業が要請された場合、対策本部は市立施設の臨時休業の開始と終了を判断し実行する。
- ② 愛知県より一律の休業要請が行われない場合、対策本部は愛知県との連携を密にし、発生状況等を勘案して市立施設の臨時休業等についての対応方針を判断、実行する。
- ③ 民間の学校等に対し、市立施設に準じた対応の協力を呼びかける。

(2) 各学校等における対応

- ① 各家庭との連絡体制について強化する。
- ② 行事やカリキュラム等の編成・変更等について整備するとともに、児童生徒に対する家庭学習の支援を行う。
- ③ 休校・休業中は、学校等に行かない子どもたちが地域で多数集まる可能性があるため、児童生徒に対し、子ども同士で集まらないよう引き続き指導する。
- ④ 臨時休業の時期・規模・範囲、臨時休業実施の際の対応、報告先等について関係施設に周知する。

なお、病原性が低い場合において、愛知県より一律の休業が要請されず、また、「積極的臨時休業」の効果が期待できないと判断されるときには、対策本部は「消極的臨時休業」へ切り替え、市立施設の一律臨時休業を解除する。市立

施設の管理者は、施設内で患者が発生した場合の対応について、所管課と協議し、必要に応じて臨時休業等を実施する。

4 【緊急事態宣言がされている場合】（関係各局区室）

県が、特措法 45 条第 2 項に基づく学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、関係団体等へ周知する。

本市対策レベル7 小康期

以下の事項について実行し、各学校等へ指示をする。（健康福祉局介護保険課、高齢福祉課、障害企画課、障害者支援課、保護課、保健医療課、子ども青少年局保育企画室、保育運営課、子ども福祉課、青少年家庭課、放課後事業推進室、教育委員会総務課、指導室、教職員課、学校保健課、対策本部事務局）

1 連絡体制等

レベル6の内容を継続する。

2 感染防止策の実行

レベル6の内容を継続する。

3 臨時休業

発生状況等に応じ臨時休業を解除する。

4 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等（各局区室関係課）

市内の感染状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。最終的には、本市対策レベルをレベル0に戻す。

IV 集客施設における対策

概要

感染拡大防止のためには、社会的活動における人と人との接触の機会を少なくすることが必要である。地域内での感染を減少させるため、集会や催し物、コンサート、映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動や集客施設について、新型インフルエンザ等発生時には、活動の自粛を呼びかける。

ただし、病原性が低い場合、一律に自粛要請は行わず、主催者に対し感染の広がりやを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

本市対策レベル0 未発生期

- 1 事業活動の自粛（各局区室の事業者の業務に係る指導権限を有する課）
 - (1) 不特定多数の者が集まる場や機会を提供している事業者を洗い出す。
 - (2) 不特定多数の者が集まる場や機会を提供している事業者については、感染拡大防止の観点から、新型インフルエンザ等発生時には、国や地方自治体が事業活動の自粛を要請する可能性があることについて周知する。

本市対策レベル1 / レベル2 海外発生期 / 県内未発生期

- 1 市主催イベント、市民利用施設の休業等に係る方針の検討（対策本部事務局）

感染拡大につながる本市主催イベント及び市民利用施設の休業等については、新型インフルエンザ等対策本部において、病原性や感染状況等に応じた対応方針を検討する。

- 2 市民への呼びかけ（市長室広報課、各局区室関係課）

愛知県内で新型インフルエンザ等患者が確認された場合には、集会や催し物、コンサート、映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動が自粛されることについて、市民に広報する。

本市対策レベル3 / レベル4 / レベル5 / レベル6 / 県内発生早期 / 県内感染前期 / 県内感染期 / 回復期

- 1 市主催イベント、市民利用施設の休業等に係る方針の決定（対策本部事務局、各局区室関係課）
 - (1) 感染拡大につながる本市主催イベント及び市民利用施設の休業等について

は、新型インフルエンザ等対策本部において、対応方針を決定する。

(2) 各局区室は、新型インフルエンザ等対策本部の決定方針を踏まえ、イベント及び個々の所管施設の休業等について決定する。

(3) 休業等をするようになったイベント及び市民利用施設については、市ウェブサイトなどを活用して広報する。

2 市民への呼びかけ（市長室広報課、各局区室関係課）

本市の休業等の対応方針をもとに、集会や催し物、コンサート、映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動の自粛について、適宜呼びかける。

3 事業活動の自粛（各局区室関係課）

本市の休業等の対応方針をもとに、不特定多数の者が集まる場や機会を提供している事業者については、感染拡大防止の観点から、必要に応じて事業活動の自粛を要請する。

4 【緊急事態宣言がされている場合】（関係各局区室）

県が、特措法 45 条第 2 項に基づく学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、関係団体等へ周知する。

本市対策レベル7 小康期

1 市主催イベント、市民利用施設の休業等に係る方針の決定（対策本部事務局、各局区室関係課）

(1) 本市主催イベント及び市民利用施設の再開等については、新型インフルエンザ等対策本部において、対応方針を決定する。

(2) 各局区室は、新型インフルエンザ等対策本部の決定方針を踏まえ、イベント及び個々の所管施設の再開等について決定する。

(3) 再開等をするようになったイベント及び市民利用施設については、市ウェブサイトなどを活用して広報する。

2 市民への呼びかけ（市長室広報課、各局区室関係課）

集会や催し物、コンサート、映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動の自粛要請の解除を呼びかける。

3 事業活動の自粛（各局区室関係課）

事業活動の自粛要請を解除する。

V 要援護者の生活支援対策

概要

新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品・生活必需品等の流通、物流に影響がでることが予想されるとともに、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが原則となることから、食料品・生活必需品の備蓄の必要性を周知する。

援護を必要とする独居高齢者や障害者（新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯）への具体的な援護体制を整備する。

なお、病原性の低いインフルエンザについては、季節性のインフルエンザと同様、本項に定める対応はしないものとする。

本市対策レベル0 未発生期

- 1 援護を必要とする独居高齢者や障害者の把握（健康福祉局介護保険課、高齢福祉課、障害企画課、障害者支援課、区役所福祉課等）

独居高齢者や障害者など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある者（以下、「要援護者」という。）の把握に努め、発生後速やかに必要な援護ができるようにする。

- 2 新型インフルエンザ等の発生に備えて、食料品・生活必需品について最低限（2週間程度）の備蓄を周知する。（健康福祉局介護保険課、高齢福祉課、障害企画課、障害者支援課、区役所福祉課等）

- 3 食料品・生活必需品等の提供の準備（財政局契約監理課、工事契約課、市民経済局消費流通課、健康福祉局総務課、介護保険課、高齢福祉課、障害企画課、障害者支援課、保護課、保険年金課、医療福祉課、保健医療課、子ども青少年局、区役所福祉課）

- (1) 配分・配布方法の検討

本市における備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、流通・物流事業者等と連携をとりながら、あらかじめ食料品・生活必需品等の確保、配分・配布の方法について検討を行う。

- (2) 搬送の検討

要援護者が自ら食料品・生活必需品等を購入することが困難となる状況を想定し、食料品・生活必需品等を集積拠点（広場等）まで輸送し、そこに集まったものを配分することについて検討する。

(3) その他

自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要な個人防護具等の備蓄を行う。

本市対策レベル1 海外発生期

(財政局契約監理課、工事契約課、市民経済局消費流通課、健康福祉局総務課、介護保険課、高齢福祉課、障害企画課、障害者支援課、保護課、保険年金課、医療福祉課、保健医療課、子ども青少年局、区役所福祉課等)

レベル0の体制を強化し、市内発生に備えた準備を行う。

本市対策レベル2 / レベル3 県内未発生期 / 県内発生早期

(財政局契約監理課、工事契約課、市民経済局消費流通課、健康福祉局総務課、介護保険課、高齢福祉課、障害企画課、障害者支援課、保護課、保険年金課、医療福祉課、保健医療課、子ども青少年局、区役所福祉課等)

レベル1の体制を強化する。

本市対策レベル4 / レベル5 / レベル6 / 県内感染前期 / 県内感染期 / 回復期

(財政局契約監理課、工事契約課、市民経済局消費流通課、健康福祉局総務課、介護保険課、高齢福祉課、障害企画課、障害者支援課、保護課、保険年金課、医療福祉課、保健医療課、子ども青少年局、区役所福祉課等)

緊急事態宣言がされている場合、食料品・生活必需品等を確保、輸送し、必要に応じて要援護者に対する食料品・生活必需品などの配分・配布などを行う。

本市対策レベル7 小康期

(財政局契約監理課、工事契約課、市民経済局消費流通課、健康福祉局総務課・介護保険課・高齢福祉課・障害企画課・障害者支援課・保護課・保険年金課・医療福祉課・保健医療課、子ども青少年局、区役所等)

状況に応じて食料品・生活必需品などの配分・配布体制を縮小、終了する。

VI 遺体の取扱い

概要

新型インフルエンザ等の感染が拡大した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起これ、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、公衆衛生上、火葬に付することができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

新型インフルエンザ等感染が拡大したレベル4以降において、死亡者が多数に上った場合も、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備する。

なお、病原性の低い場合の感染については、本項に定める対応はせず、状況に応じて対応するものとする。

《八事斎場基本処理能力》

火葬炉数	46基
年間開場日数	341日
最大火葬件数	92体/日

《第二斎場基本処理能力》

火葬炉数	30基
年間開場日数	341日
最大火葬件数	58体/日

開始日：平成27年7月中旬予定

本市対策レベル0 未発生期

- 1 現状の把握（財政局管財課、市民経済局区政課、健康福祉局環境薬務課、緑政土木局緑地管理課、教育委員会関係課公所・施設、区役所総務課・生涯学習センター）

(1) 火葬体制

火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、発生時に業務を継続するために不可欠な燃料供給事業者等の取引事業者、及び職員の配置状況等の火葬能力について調査する。

(2) 臨時遺体安置所

ア 新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）として、市施設（区役所講堂、生涯学習センター、市スポーツセンター等）や保冷機能を有する施設などの利用について、把握及び調査を行う。

イ 臨時遺体安置所の管理運営、遺体の保存作業に必要となる人員や管理運営方法等について検討する。

(3) 埋葬

火葬の実施までに長期を要し、公衆衛生上の問題が生じるおそれが高まった場合には、インフルエンザに感染した遺体に十分な消毒等を行った上で、公共用地等への一時的な埋葬も想定されるため、利用可能な公共用地、未利用地について把握及び検討を行う。

2 火葬体制の構築（市民経済局住民課、健康福祉局保健医療課、環境薬務課、区役所市民課・支所）

(1) 火葬体制の整備

ア 調査の結果を踏まえ、レベル4以降に備えた火葬体制の整備を行う。

イ 発生時にも業務を継続できるよう、燃料供給事業者等の取引事業者と必要な対策について検討を行う。

(2) 遺体搬送

遺体搬送手段の確保のため、必要に応じて遺体搬送業者と協定を締結するほか、県及び県公安委員会等関係機関との調整を行う。

(3) 物資の確保

ア 火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品（火葬の際に必要なとなる柩又はこれに代わる板等）等の物資を確保する。

イ 遺体搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、サージカルマスク等の物資を確保する。

ウ 遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）、遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性の納体袋等を、火葬能力に応じて確保する。

(4) 従事者の教育

火葬作業に従事する者に対し、新型インフルエンザ等発生時における火葬体制及び遺体との接触時の留意事項について周知させる。また、手洗い等感染予防策や健康状態の自己管理等を自発的に行うよう教育する。

(5) 人員体制の整備

レベル4以降において火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための職員体制を整備する。また、緊急時に火葬業務への協力が得られる火葬業務経験者等をリスト化する。

(6) 戸籍・埋火葬許可事務

火葬の適切な実施ができるよう調整するとともに、戸籍・埋火葬許可事務担当部局との調整を行う。

3 他自治体との調整（健康福祉局環境薬務課）

(1) 情報共有

1の調査について、県及び近隣市町村との情報共有を図る。

(2) 連携体制の整備

レベル4以降、火葬場の火葬能力を超える死亡者が一時的に出ることも考慮し、災害時の広域火葬に係る相互扶助協定等を活用するなどして、遺体を保存するための資材の融通を迅速に行えるよう連携体制を整備する。

本市対策レベル1 / レベル2 海外発生期 / 県内未発生期

1 資材等の備蓄（健康福祉局保健医療課、環境薬務課）

(1) 消耗品

新型インフルエンザ等が全国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品（火葬の際に必要な柩又はこれに代わる板等）等の物資の備蓄を増強する。

(2) 従事者等の感染防護具

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、サージカルマスク等の備蓄を増強する。

(3) 遺体の保存

遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）、遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性の納体袋等を火葬能力に応じて準備をする。

2 体制の強化（財政局管財課、市民経済局区政課、健康福祉局環境薬務課、緑政土木局緑地管理課、教育委員会関係課公所・施設、区役所総務課・生涯学習センター）

(1) 火葬体制

ア レベル0に引き続き、レベル4以降に備えた火葬体制の整備を行う。

イ レベル0に引き続き、レベル4以降において火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための職員体制を整備する。また、緊急時に火葬業務への協力が得られる火葬業務経験者等に連絡・調整する。

(2) 臨時遺体安置所

ア 流行が予想される時期も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できる準備をする。

イ 遺体の保存作業に必要な人員等の確保について準備を進める。

(3) 埋葬

一時的な埋葬に利用可能な公共用地、未利用地を確保できる準備をする。

3 他自治体との連携体制の構築（健康福祉局環境薬務課）

県及び近隣の市町村と随時情報の共有を図り、連携体制を構築する。

本市対策レベル3 県内発生早期

1 資材等の確保（健康福祉局保健医療課、環境薬務課）

(1) 従事者等の感染防護具

備蓄した手袋、サージカルマスク等を、市内における新型インフルエンザ等発生状況を踏まえ、遺体搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。

(2) 納体袋

備蓄した非透過性納体袋を病院及び遺体搬送業者に必要な数量を配布する。

2 円滑な火葬及び遺体保存の実施（財政局管財課、市民経済局区政課、健康福祉局環境薬務課、緑政土木局緑地管理課、教育委員会関係課公所・施設、区役所総務課・生涯学習センター等）

(1) 火葬体制

ア 遺体搬送業者と連携し、円滑に火葬を実施する。

イ レベル4以降も継続して火葬が実施できるよう、燃料供給事業者等の取引事業者に対し、事業継続のための準備をするよう協力要請する。

(2) 臨時遺体安置所

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が予測される場合には、臨時遺体安置所の確保を行う。

(3) 埋葬

引き続き、一時的な埋葬に利用可能な公共用地、未利用地を確保できる準備をする。

(4) 感染面での留意事項

遺体との接触及び消毒措置等については、国のガイドラインに従い対処する。

3 他自治体との連携体制の強化（健康福祉局環境薬務課）

環境薬務課は、随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握し、県及び近隣市町村との情報の共有を図るとともに、連携体制を強化する。

本市対策レベル4 / レベル5 / レベル6 / レベル7 県内感染前期 / 県内感染期 / 回復期 / 小康期

1 火葬体制の整備（健康福祉局環境薬務課）

(1) 火葬の実施

ア 引き続き遺体搬送業者と連携を図り、可能な限り火葬炉を稼働する。

イ 火葬能力を最大限に発揮するための職員体制や物資を速やかに配備する。必要に応じて、火葬業務への協力が得られる火葬業務経験者等に協力要請する。

ウ 継続して火葬が実施できるよう、燃料供給事業者等の取引事業者に対し、事業継続を図るよう要請する。

(2) 物資の確保

火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、サージカルマスク等の物資を引き続き確保する。

2 遺体の保存対策（市民経済局区政課、健康福祉局保健医療課、環境薬務課、教育委員会関係課公所・施設、区役所総務課・生涯学習センター）

(1) 臨時遺体安置所

死亡者数が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保する。

(2) 物資の確保

臨時遺体安置所における遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）、非透過性納体袋等の物資を確保する。

(3) 人員体制

遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

(4) 遺体安置所の拡充

万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、遺体安置所等の拡充について早急に措置を講ずる。

(5) 留意事項

遺体安置所等における遺体の保存及びその移送に当たっては、新型インフルエンザ等に感染した遺体とそうでない遺体とを判別できるよう留意するとともに、感染した遺体の速やかな火葬について配慮する。

また、遺体との接触及び消毒措置等については、国のガイドラインに従い対処する。

3 埋葬の活用等（財政局管財課、健康福祉局環境薬務課、緑政土木局緑地管理課）

(1) 埋葬の検討

火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の問題が生じるおそれが高まった場合には、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に埋葬することについても考慮する。その際、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。

(2) 自衛隊に対する要請

死亡者数が増加し、遺体の搬送に時間を要し、公衆衛生上の問題が生じるおそれが高まった場合、公共用地等を臨時の公営墓地とするための整備を行う場合などにおいて、必要があれば、自衛隊の派遣を要請する。

4 他自治体との連携（健康福祉局環境薬務課）

県及び近隣市町村から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に

火葬が行われるよう努めるとともに、引き続き連携を図る。

5 【緊急事態宣言がされている場合】（市民経済局住民課、健康福祉局保健医療課、環境薬務課、区役所市民課、関係各局区室）

埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要性があると認めるときは、国が定めた特例に従い、埋葬又は火葬の許可等の手続きを行う。

新型インフルエンザ等対策担当一覧

章	段階	役割	所管課
I 情報の収集と共有			
本市対策レベル0 未発生期			
	1	発生情報の収集	健康福祉局保健医療課
	2	情報収集・共有体制の整備	
	(1)	関係省庁等からの情報収集体制の整備	対策準備本部事務局、各局区室関係課
	(2)	所管施設からの情報収集体制の整備	各局区室関係課
	(3)	各局区室間の情報連絡網の整備	対策準備本部事務局
		各局区室内の情報連絡網の整備	各局区室関係課
	(4)	本部会議、幹事会、イントラネットによる情報共有	対策準備本部事務局
		電子メール等による情報共有	各局区室関係課
	3	感染症サーベイランスシステムによる情報収集	
	(1)	実施方法等	
		ア発生動向調査	健康福祉局保健医療課、保健所
		イ病原体サーベイランス	健康福祉局保健医療課、衛生研究所、生活衛生センター、保健所
		ウ入院サーベイランス	健康福祉局保健医療課、保健所
		エインフルエンザ様疾患発生報告	健康福祉局保健医療課、子ども青少年局、教育委員会
	(2)	報道発表	健康福祉局保健医療課、子ども青少年局、教育委員会
本市対策レベル1 海外発生期			
	1	発生情報の収集	健康福祉局保健医療課
	2	情報収集・共有体制の整備	
	(1)	対策本部の設置、情報の集約・共有・分析	対策本部事務局
	(2)	体制の強化、対策本部への情報提供	対策本部事務局、各局区室関係課
	(3)	本部会議、幹事会、イントラネットによる情報共有	対策本部事務局
		電子メール等による情報共有	各局区室関係課
	3	感染症サーベイランスシステムによる情報収集	
	(1)	通常サーベイランスの継続	健康福祉局保健医療課、衛生研究所、生活衛生センター、保健所
	(2)	強化するサーベイランス	健康福祉局保健医療課、保健所
	(3)	追加するサーベイランス	健康福祉局保健医療課、子ども青少年局、教育委員会、保健所
本市対策レベル2 県内未発生期			
	1	情報の収集	健康福祉局保健医療課、各局区室関係課
	2	情報収集・共有体制の整備	対策本部事務局、各局区室関係課
	3	感染症サーベイランスシステムによる情報収集	健康福祉局保健医療課、衛生研究所、生活衛生センター、子ども青少年局、教育委員会、保健所

新型インフルエンザ等対策担当一覧

章	段階	役割	所管課
I 情報の収集と共有			
	本市対策レベル3 県内発生早期		
	1	情報の収集	健康福祉局保健医療課、各局区室関係課
	2	情報収集・共有体制の整備	対策本部事務局、各局区室関係課
	3	感染症サーベイランスシステムによる情報収集	健康福祉局保健医療課、衛生研究所、生活衛生センター、子ども青少年局、教育委員会、保健所
	本市対策レベル4/レベル5/レベル6/ 県内感染前期/県内感染期/回復期		
	1	情報の収集	健康福祉局保健医療課、各局区室関係課
	2	情報収集・共有体制の整備	対策本部事務局、各局区室関係課
	3	感染症サーベイランスシステムによる情報収集	健康福祉局保健医療課、衛生研究所、生活衛生センター、子ども青少年局、教育委員会、保健所
	本市対策レベル7 小康期		
	1	情報の収集	健康福祉局保健医療課、各局区室関係課
	2	情報収集・共有体制の整備	対策本部事務局、各局区室関係課
	3	対策本部の廃止	対策本部事務局、各局区室関係課
	4	緊急事態措置の縮小・中止等	各局区室関係課
II 広報・広聴・啓発			
	本市対策レベル0 未発生期		
	1 広報・情報提供体制		
	(1)	広報担当官・担当チームの設置、体制の整備	対策準備本部事務局
	(2)	公表基準、発表の対応・方法のマスコミ関係者調整	市長室広報課、対策準備本部事務局
	(3)	相談窓口の体制検討、整備	市民経済局広聴課、健康福祉局健康増進課、対策準備本部事務局
	2 広報媒体		
	(1)	市政記者クラブへの情報提供	市長室広報課、健康福祉局保健医療課、各局区室
	(2)	市ウェブサイト	健康福祉局保健医療課、各局区室
	(3)	広報なごや等	市長室広報課、健康福祉局保健医療課
	3	提供情報の内容	健康福祉局保健医療課、対策準備本部事務局、各局区室
	本市対策レベル1 海外発生期		
	1	広報・情報提供体制	市長室広報課、市民経済局広聴課、健康福祉局保健医療課、対策本部事務局
	2	広報媒体	市長室広報課、対策本部事務局、各局区室
	3	提供情報の内容	対策本部事務局、各局区室
	4	情報提供上の留意点	市長室広報課、対策本部事務局、各局区室
	5 相談窓口の設置		
	(1)	各区保健所に「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置	健康福祉局健康増進課
	(2)	「名古屋おしえてダイヤル」での情報蓄積	市民経済局広聴課、各局区室

新型インフルエンザ等対策担当一覧

章	段階	役割	所管課
II	広報・広聴・啓発		
	本市対策レベル2 県内未発生期		
	1	広報・情報提供体制	市長室広報課、市民経済局広聴課、健康福祉局保健医療課、対策本部事務局
	2	広報媒体	市長室広報課、対策本部事務局、各局区室
	3	提供情報の内容	対策本部事務局、各局区室
	4	情報提供上の留意点	
	(1)	定期的発表体制の強化、随時発表	市長室広報課、対策本部事務局
	(2)	随時ウェブサイトによる最新情報公表	対策本部事務局、各局区室
	(3)	プライバシーの保護	対策本部事務局
	(4)	公表基準策定	対策本部事務局
	(5)	市議員への情報提供	市会事務局総務課、対策本部事務局
	5	相談窓口の体制充実・強化	市民経済局広聴課、健康福祉局健康増進課、各局区室
	本市対策レベル3 県内発生早期		
	1	広報・情報提供体制	市長室広報課、市民経済局広聴課、健康福祉局保健医療課、対策本部事務局
	2	広報媒体	市長室広報課、対策本部事務局、各局区室
	3	提供情報の内容	対策本部事務局、各局区室
	4	情報提供上の留意点	市長室広報課、市会事務局総務課、対策本部事務局
	5	相談窓口の体制充実・強化	市民経済局広聴課、健康福祉局健康増進課、各局区室
	6	緊急事態宣言時の周知	関係各局区室
	本市対策レベル4/レベル5 県内感染前期/県内感染期		
	1	広報・情報提供体制	市長室広報課、市民経済局広聴課、健康福祉局保健医療課、対策本部事務局
	2	広報媒体	市長室広報課、対策本部事務局、各局区室
	3	提供情報の内容	対策本部事務局、各局区室
	4	情報提供上の留意点	市長室広報課、市会事務局総務課、対策本部事務局、各局区室
	5	相談窓口の継続	市民経済局広聴課、健康福祉局健康増進課、各局区室
	6	緊急事態宣言時の周知	関係各局区室
	本市対策レベル6 回復期		
	1	広報・情報提供体制	市長室広報課、市民経済局広聴課、健康福祉局保健医療課、対策本部事務局
	2	広報媒体	市長室広報課、対策本部事務局、各局区室
	3	提供情報の内容	対策本部事務局、各局区室
	4	情報提供上の留意点	市長室広報課、市会事務局総務課、対策本部事務局、各局区室
	5	相談窓口の継続	市民経済局広聴課、健康福祉局健康増進課、各局区室
	6	緊急事態宣言時の周知	関係各局区室

新型インフルエンザ等対策担当一覧

章	段階	役割	所管課
II 広報・広聴・啓発			
	本市対策レベル7 小康期		
	1	広報・情報提供体制	市長室広報課、市民経済局広聴課、健康福祉局保健医療課、対策本部事務局
	2	広報媒体	市長室広報課、対策本部事務局、各局区室
	3	提供情報の内容	対策本部事務局、各局区室
	4	情報提供上の留意点	市長室広報課、市会事務局総務課、対策本部事務局、各局区室
	5	相談窓口の縮小	市民経済局広聴課、健康福祉局健康増進課、各局区室
	6	緊急事態措置の縮小・中止等	各局区室関係課
III 学校等における対策			
	本市対策レベル0 未発生期		健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会
	本市対策レベル1／レベル2 海外発生期／県内未発生期		健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会、対策本部事務局
	本市対策レベル2 県内未発生期		健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会、対策本部事務局
	本市対策レベル3／レベル4／レベル5／レベル6 県内発生早期／県内感染前期／県内感染期／回復期		健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会、対策本部事務局
	緊急事態宣言時の周知		関係各局区室
	本市対策レベル7 小康期		健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会、対策本部事務局
	緊急事態措置の縮小・中止等		各局区室関係課
IV 集客施設における対策			
	本市対策レベル0 未発生期		
	1	事業活動の自粛	
	(1)	事業者の洗い出し	各局区室関係課
	(2)	事業者への周知	各局区室関係課
	本市対策レベル1／レベル2 海外発生期／県内未発生期		
	1	施設等の休業方針の検討	対策本部事務局
	2	市民への呼びかけ	市長室広報課、各局区室関係課
	本市対策レベル3／レベル4／レベル5／レベル6 県内発生早期／県内感染前期／県内感染期／回復期		
	1	施設等の休業方針の決定	
	(1)	方針の決定	対策本部事務局
	(2)	休業の決定	各局区室関係課
	(3)	休業の広報	各局区室関係課
	2	市民への呼びかけ	市長室広報課、各局区室関係課
	3	事業活動の自粛	各局区室関係課
	本市対策レベル7 小康期		
	1	施設等の再開等の決定	
	(1)	方針の決定	対策本部事務局
	(2)	再開等の決定	各局区室関係課
	(3)	再開等の広報	各局区室関係課
	2	市民への呼びかけ	市長室広報課、各局区室関係課
	3	事業活動の自粛の解除	各局区室関係課

新型インフルエンザ等対策担当一覧

章	段階	役割	所管課
V 要援護者の生活支援対策			
	本市対策レベル0 未発生期		
	1	要援護者の把握	健康福祉局介護保険課、高齢福祉課、障害企画課、障害者支援課、区役所福祉課等
	2	備蓄の周知	健康福祉局介護保険課、高齢福祉課、障害企画課、障害者支援課、区役所福祉課等
	3	食料品・生活必需品等の提供の準備	
		(1)配分・配布方法の検討	
		・備蓄及び備蓄物資の配分・配布方法の検討	健康福祉局総務課、保護課、保険年金課、医療福祉課、保健医療課、区役所
		・調達物資(食料品・生活必需品)の確保、配分・配布方法の検討	市民経済局消費流通課、子ども青少年局、区役所福祉課
		・その他物資の配分・配布方法の検討	財政局契約監理課、工事契約課、市民経済局消費流通課、健康福祉局総務課、介護保険課、高齢福祉課、障害企画課、障害者支援課、保護課、保険年金課、医療福祉課、保健医療課、子ども青少年局、区役所福祉課等
		(2)搬送の検討	財政局契約監理課、工事契約課
		(3)個人防護具等の備蓄	健康福祉局保健医療課
	本市対策レベル1 海外発生期		
	本市対策レベル2/レベル3 県内未発生期/県内発生早期		
	本市対策レベル4/レベル5/レベル6/ 県内感染前期/県内感染期/回復期		
	本市対策レベル7 小康期		

新型インフルエンザ等対策担当一覧

章	段階	役割	所管課
VI 遺体の取扱い			
本市対策レベル0 未発生期			
	1	現状の把握	
	(1)	火葬体制	健康福祉局環境薬務課
	(2)	臨時遺体安置所	市民経済局区政課、教育委員会関係課 公所・施設、区役所総務課、生涯学習センター
	(3)	埋葬	財政局管財課、緑政土木局緑地管理課
	2	火葬体制の構築	
	(1)	火葬体制の整備	健康福祉局環境薬務課
	(2)	遺体搬送	健康福祉局環境薬務課
	(3)	物資の確保	健康福祉局保健医療課、環境薬務課
	(4)	従事者の教育	健康福祉局環境薬務課
	(5)	人員体制の整備	健康福祉局環境薬務課
	(6)	戸籍・埋火葬許可事務	市民経済局住民課、健康福祉局環境薬務課、区役所市民課・支所
	3	他自治体との調整	健康福祉局環境薬務課
本市対策レベル1／レベル2 海外発生期／県内未発生期			
	1	資材等の備蓄	健康福祉局保健医療課、環境薬務課
	2	体制の強化	
	(1)	火葬体制	健康福祉局環境薬務課
	(2)	臨時遺体安置所	市民経済局区政課、教育委員会関係課 公所・施設、区役所総務課、生涯学習センター
	(3)	埋葬	財政局管財課、緑政土木局緑地管理課
	3	他自治体との調整	健康福祉局環境薬務課
本市対策レベル3 県内発生早期			
	1	資材等の確保	健康福祉局保健医療課、環境薬務課
	2	円滑な火葬及び遺体保存の実施	
	(1)	火葬体制	健康福祉局環境薬務課
	(2)	臨時遺体安置所	市民経済局区政課、教育委員会関係課 公所・施設、区役所総務課、生涯学習センター
	(3)	埋葬	財政局管財課、緑政土木局緑地管理課
	(4)	感染面での留意事項	健康福祉局環境薬務課
	3	他自治体との調整	健康福祉局環境薬務課

新型インフルエンザ等対策担当一覧

章	段階	役割	所管課
VI	遺体の取扱い		
	本市対策レベル4/レベル5/レベル6/レベル7 県内感染前期/県内感染期/回復期/小康期		
	1	火葬体制の整備	健康福祉局環境薬務課
	2	遺体の保存対策	
	(1)	臨時遺体安置所	市民経済局区政課、教育委員会関係課 公所・施設、区役所総務課、生涯学習センター
	(2)	物資の確保	健康福祉局保健医療課、環境薬務課
	(3)	人員体制	教育委員会関係課公所・施設、区役所 総務課、生涯学習センター
	(4)	遺体安置所の拡充	市民経済局区政課、教育委員会関係課 公所・施設、区役所総務課、生涯学習センター
	(5)	留意事項	健康福祉局環境薬務課、教育委員会関係課 公所・施設、区役所総務課、生涯学習センター
	3	埋葬の活用等	
	(1)	埋葬の検討	財政局管財課、緑政土木局緑地管理課
	(2)	自衛隊に対する要請	健康福祉局環境薬務課
	4	他自治体との調整	健康福祉局環境薬務課
	5	緊急事態宣言時の手続き	市民経済局住民課、健康福祉局保健医療課、 環境薬務課、区役所市民課、関係各局区室